

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の概要

平成26年3月期より、バーゼルⅢによる新たな自己資本比率規制が、国内基準金融機関にも適用開始となりました。新たな自己資本比率規制(バーゼルⅢ)とは、主要国の金融監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会が、平成22年9月に公表した金融機関の自己資本比率等に関する規制のことです。平成19年に始まった世界的な金融危機では、それまでの規制上の自己資本では十分な損失吸収力を備えていなかったことが露呈し、金融機関同士の相互関連性が危機を深刻化させる結果となりました。この経験を踏まえ、金融危機の再発を防ぎ、金融機関の経営の健全性維持・国際金融システムのリスク耐性強化などを目的として新たな規制が導入されることとなりました。当該規制は、平成元年に公表されたバーゼル合意(BIS規制)、平成16年に公表されたバーゼルⅡ(新BIS規制)の内容を見直し、金融機関の自己資本の質と量を高めることが主な柱となっております。自己資本比率の最低水準は4%(国内基準)と変わりませんが、自己資本参入要件の厳格化や損失吸収力がないと判断された資産の控除がなされる一方で、デリバティブ取引等リスクの高い資産の信用リスクアセットの計算方法について一定の見直しが行われるなど、自己資本比率規制の厳格化が図られております。また、バーゼルⅢでは、今後新たに「レバレッジ比率」や「流動性比率」などの規制適用が予定されていることから、当金庫としてもこれらを見据えてリスク管理体制の整備・強化に取り組んでまいります。

尚、バーゼルⅢは、3つの柱、すなわち、「第一の柱」最低所要自己資本比率、「第二の柱」金融機関の自己管理と監督上の検証、「第三の柱」市場規律から成り立っています。それぞれの内容については以下の通りです。

第一の柱(最低所要自己資本比率)

第一の柱では最低所要自己資本比率を定めています。自己資本比率を算定するにあたり、分子にあたる自己資本算入要件の厳格化や、分母となるリスクアセットの計測方法の変更とリスク捕捉の強化、他の金融機関の資本調達手段の保有抑制などが旧規制と比較して大きく改正された点です。

第二の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)

バーゼルⅢにおいては、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第一の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取組みを期待すること、また当局は、各金融機関が自発的に創意工夫をしたリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められています。

第三の柱(市場規律)

バーゼルⅢにおいては、開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められています。

「定性的」な 開示事項の 概要

- ① 自己資本調達手段の概要
- ② 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ③ 信用リスクに関する事項
- ④ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ⑤ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ⑥ 証券化エクスポージャーに関する事項
- ⑦ オペレーショナル・リスクに関する事項
- ⑧ 銀行勘定における信用金庫法施行令第十一条第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ⑨ 銀行勘定における金利リスクに関する事項

「定量的」な 開示事項の 概要

- ① 自己資本の構成に関する事項
- ② 自己資本の充実度に関する事項
- ③ 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項
- ④ 信用リスク削減手法に関する事項
- ⑤ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- ⑥ 証券化エクスポージャーに関する事項
- ⑦ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ⑧ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ⑨ 金利リスクに関する事項

1. 自己資本の充実度の状況について

定性的な開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本(コア資本)は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金、一般貸倒引当金コア資本算入額、およびコア資本に係る調整項目により構成されております。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させてきており、経営の健全性・安全性は充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策につきましては、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを行っていく方針であります。

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の概要

定量的な開示事項 ※当金庫は連結対象子会社を保有しておりません。よって以下の開示事項は全て単体ベースでの開示となります。

(1)自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	43,047	44,515
うち、出資金及び資本剰余金の額	268	264
うち、利益剰余金の額	42,790	44,261
うち、外部流出予定額(△)	10	10
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	944	820
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	944	820
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	43,992	45,335
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	82	63
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	82	63
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	362	425
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	445	488
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	43,547	44,846
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	255,247	251,400
資産(オン・バランス)項目	249,609	245,043
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス項目	5,545	6,305
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	92	51
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を1パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,839	10,455
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	266,086	261,856
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.36%	17.12%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準金庫であります。

(2)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等※1	所要自己資本額	リスク・アセット等※1	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	255,247	10,209	251,400	11,381
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	177,038	7,081	168,404	8,061
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	200	8
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	81	3	74	2
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,568	502	14,673	586
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	60	2
カバード・ボンド向け	-	-	-	-
法人等向け	67,301	2,692	59,374	2,374
中小企業等向け及び個人向け	34,131	1,365	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	15,826	633
トランザクター向け	-	-	201	8
抵当権付住宅ローン	5,443	217	-	-
不動産取得等事業向け	22,776	911	-	-
不動産関連向け	-	-	35,158	1,406
自己居住用不動産等向け	-	-	14,507	580
賃貸用不動産向け	-	-	17,617	704
事業用不動産関連向け	-	-	3,032	121
その他不動産関連向け	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	14,854	594
三月以上延滞等	12	0	-	-
延滞等向け	-	-	5,480	219
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	258	10
取立未済手形	29	1	24	0
信用保証協会等による保証付	2,965	118	3,123	124
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	9,985	399	-	-
(うち出資等のエクスポージャー)	9,985	399	-	-
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-
株式等	-	-	2,287	91
上記以外	21,543	861	17,068	682
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	9,000	360	9,000	360
(うち信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー)	3,010	120	3,010	120
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	1,253	50	1,202	48
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	8,279	331	3,855	154
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	78,116	3,124	82,944	3,317
ルック・スルー方式	78,116	3,124	82,944	3,317
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1,250%)	-	-	-	-

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の概要

項 目	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等※1	所要自己資本額	リスク・アセット等※1	所要自己資本額
④未決済取引			-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	92	3	51	2
⑦中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	10,839	433	10,455	418
BI			6,970	
BIC			836	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	266,086	10,643	261,856	10,474

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。
 6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。
 8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

2. 各種リスク管理態勢について

(I) 信用リスク

定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況等の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクです。当金庫では、信用リスクを管理すべき重要なリスクであると認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

加えて、信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。

また、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く態勢としています。さらに与信リスク管理委員会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営について協議検討を行い、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築すると共に『リスク統括会議』『理事会』といった経営陣に速やかに報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定規程」「償却引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については独立監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)

(3) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「事務取扱規程」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証として地方公共団体、政府関係機関保証等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散する様努めております。

定量的な開示事項

(1)信用リスクに関する事項(リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上 延滞 エクスポ ージャー	延滞エク スポー ジャー
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引		債券等		預け金 その他		デリバティブ取引					
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
国	内	472,509	481,444	223,809	228,247	75,113	63,135	173,279	189,889	307	171	35	11,283
国	外	13,036	15,128	-	-	13,036	15,128	-	-	-	-	-	-
地域別合計		485,546	496,572	223,809	228,247	88,149	78,263	173,279	189,889	307	171	35	11,283
製造業		48,285	39,145	24,765	26,246	23,519	12,899	-	-	-	-	10	3,085
農業、林業		379	317	379	317	-	-	-	-	-	-	-	24
漁業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業		29,251	29,189	27,751	27,890	1,500	1,299	-	-	-	-	-	2,050
電気・ガス・熱供給・水道業		2,957	3,447	-	-	2,957	3,447	-	-	-	-	-	-
情報通信業		2,178	1,693	129	145	2,047	1,547	1	1	-	-	-	-
運輸業、郵便業		9,170	7,410	5,870	5,552	3,300	1,857	-	-	-	-	-	403
卸売業、小売業		25,558	23,831	19,948	19,497	5,610	4,334	-	-	-	-	-	2,245
金融業、保険業		190,203	209,579	305	296	26,195	29,362	163,395	179,749	307	171	-	-
不動産業		52,273	52,910	52,273	52,910	-	-	-	-	-	-	-	237
物品賃貸業		3,040	3,729	268	209	2,771	3,519	-	-	-	-	-	74
学術研究、専門技術サービス業		719	1,205	719	1,205	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業		27	22	27	22	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業		4,311	4,516	4,311	4,516	-	-	-	-	-	-	3	321
生活関連サービス業、娯楽業		4,282	3,499	3,525	3,499	757	-	-	-	-	-	-	306
教育、学習支援業		1,608	1,361	1,608	1,361	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉		7,432	8,239	7,432	8,239	-	-	-	-	-	-	-	858
その他のサービス		12,615	13,745	12,400	13,717	215	27	-	-	-	-	18	1,168
国・地方公共団体等		46,186	47,322	26,910	27,353	19,275	19,968	-	-	-	-	-	-
個人		35,177	35,263	35,177	35,263	-	-	-	-	-	-	3	505
その他		9,886	10,140	2	2	-	-	9,883	10,138	-	-	-	-
業種別合計		485,546	496,572	223,809	228,247	88,149	78,263	173,279	189,889	307	171	35	11,283
1年以下		74,039	60,620	25,659	24,409	30,977	7,476	17,284	28,562	118	171	-	-
1年超3年以下		60,853	66,700	16,178	19,389	19,465	19,310	25,020	28,000	188	-	-	-
3年超5年以下		37,358	40,311	26,618	22,077	10,740	18,233	-	-	-	-	-	-
5年超7年以下		34,064	33,728	32,802	33,228	1,262	-	-	500	-	-	-	-
7年超10年以下		35,038	49,718	35,038	38,917	-	10,800	-	-	-	-	-	-
10年超		106,079	104,662	87,117	89,870	18,962	14,792	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの		138,112	140,830	395	354	6,741	7,649	130,975	132,826	-	-	-	-
残存期間別合計		485,546	496,572	223,809	228,247	88,149	78,263	173,279	189,889	307	171	-	-
ファンド		466	1,049										
合計		486,012	497,621										

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 「その他」とは、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーであります。具体的には、現金、固定資産、繰延税金資産などが含まれます。
5. 「ファンド」は金銭の信託であります。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の概要

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	735	944	-	735	944
	2024年度	944	820	-	944	820
個別貸倒引当金	2023年度	857	1,487	5	851	1,487
	2024年度	1,487	2,016	8	1,478	2,016
合 計	2023年度	1,592	2,431	5	1,587	2,431
	2024年度	2,431	2,836	8	2,423	2,836

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製 造 業	229	431	431	724	-	0	229	430	431	724	-	1
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	51	87	87	296	-	0	51	87	87	296	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	2	9	9	1	-	7	2	1	9	1	-	-
卸売業、小売業	22	6	6	22	1	-	21	6	6	22	2	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	22	14	14	34	-	-	22	14	14	34	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	10	10	10	2	-	-	10	10	10	2	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	2	2	2	2	-	-	2	2	2	2	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	402	404	404	409	-	-	402	404	404	409	-	-
その他のサービス	61	480	480	464	-	-	61	480	480	464	1	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	51	40	40	58	4	-	47	40	40	58	-	-
合 計	857	1,487	1,487	2,016	5	8	851	1,478	1,487	2,016	3	1

(注) 1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

項 目	当期末					リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
2024年度						
1. 現金	5,304	-	5,304	-	-	0.00
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	132,119	-	132,119	-	-	0.00
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	1,000	-	1,000	-	200	20.00
4. 国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
5. 我が国の地方公共団体向け	28,801	7	28,801	-	-	0.00
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	2,451	-	2,451	-	-	0.00
7. 国際開発銀行向け	1,488	-	1,488	-	-	0.00
8. 地方公共団体金融機構向け	1,685	-	1,685	-	-	0.00
9. 我が国の政府関係機関向け	760	-	760	-	74	9.75
10. 地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	69,822	-	69,822	-	14,673	21.01
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	200	-	200	-	60	30.00
12. カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
13. 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	83,001	9,568	78,583	818	59,374	74.77
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け	24,892	56,346	22,732	823	15,826	67.18
(うちランザクター向け)	-	48,052	-	566	201	35.47
15. 不動産関連向け	60,121	-	59,462	-	35,158	59.12
(うち自己居住用不動産等向け)	32,472	-	32,305	-	14,507	44.90
(うち賃貸用不動産向け)	24,430	-	24,017	-	17,617	73.35
(うち事業用不動産関連向け)	3,218	-	3,139	-	3,032	96.57
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-
(うちADC向け)	-	-	-	-	-	-
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	14,662	480	14,662	192	14,854	100.00
17. 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	4,024	48	3,888	3	5,480	140.80
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	325	-	325	-	258	79.63
19. 取立未済手形	122	-	122	-	24	19.99
20. 信用保証協会等による保証付	51,673	149	31,195	14	3,123	10.00
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
22. 株式等	2,286	-	2,286	-	2,287	100.06
合 計					151,336	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。
 2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の概要

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

相手当事者の区分	資産の額及び与信相当額の合計額(GCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
1. 現金	5,304	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	132,119	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. 我が国の地方公共団体向け	28,801	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	2,451	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7. 国際開発銀行向け	1,488	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8. 地方公共団体金融機構向け	-	1,685	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9. 我が国の政府関係機関向け	-	760	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10. 地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	62,730	-	7,092	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12. カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13. 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	7,204	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,271	-	-
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	566	-	-	-	-
(うちトランザクター向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	566	-	-	-	-
15. 不動産関連向け	-	-	-	1,408	856	5,900	-	1,860	-	1,822	-	3,994	2,132	-	1,943	-
(うち自己居住用不動産等向け)	-	-	-	1,408	856	2,543	-	-	-	1,822	-	-	2,132	-	-	-
(うち賃貸用不動産向け)	-	-	-	-	-	3,356	-	1,860	-	-	-	3,994	-	-	1,943	-
(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うちADC向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17. 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	209	-	-	-
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19. 取立未済手形	-	-	-	122	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20. 信用保証協会等による保証付	-	31,210	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22. 株式等	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	167,714	33,656	-	73,917	856	12,992	-	1,860	-	1,822	-	4,561	17,613	-	1,943	-

(単位:百万円)

相手当事者の区分	資産の額及び与信相当額の合計額(GCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
1. 現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,304
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	132,119
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000
4. 国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. 我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,801
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,451
7. 国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,488
8. 地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,685
9. 我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	760
10. 地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69,822
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200
12. カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13. 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	2,300	-	37,962	-	-	16,662	-	-	-	-	-	-	-	-	79,401
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け	-	21,270	-	-	-	-	1,718	-	-	-	-	-	-	-	-	23,555
(うちトランザクター向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	566
15. 不動産関連向け	24,481	1,667	-	-	220	84	-	11,112	1,976	-	-	-	-	-	-	59,462
(うち自己居住用不動産等向け)	23,538	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,305
(うち賃貸用不動産向け)	-	1,664	-	-	-	84	-	11,112	-	-	-	-	-	-	-	24,017
(うち事業用不動産関連向け)	943	-	-	-	220	-	-	-	1,976	-	-	-	-	-	-	3,139
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うちADC向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,854	-	-	-	14,854
17. 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	155	-	-	-	-	3,527	-	-	-	3,891
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	325	-	-	-	-	-	-	-	-	325
19. 取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	122
20. 信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,210
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22. 株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,285	-	-	2,286
合計	24,481	25,238	-	37,962	220	84	19,861	11,112	1,976	-	-	18,382	2,285	-	-	458,544

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の概要

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額		
	2023年度	格付適用有り	格付適用無し
0%	164,922	—	164,922
10%	55,655	—	55,655
20%	73,305	9,768	63,536
35%	15,689	—	15,689
50%	38,410	38,400	10
75%	38,972	—	38,972
100%	94,480	9,757	84,723
150%	8	—	8
200%	—	—	—
250%	4,101	—	4,101
1,250%	—	—	—
小 計	485,546	57,926	427,620
ファンド	466	—	—
合 計	486,012	—	—

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. 「ファンド」は金銭の信託であります。

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	2024年度			
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
1. 40%未満	326,968	3,179	10.00	306,649
2. 40%~ 70%	39,677	45,892	10.00	39,797
3. 75%	24,315	7,639	10.00	22,422
4. 80%	—	—	—	—
5. 85%	39,696	3,162	13.00	37,939
6. 90%~100%	19,989	6,205	10.00	18,033
7. 105%~130%	13,368	—	—	13,088
8. 150%	18,242	520	37.67	18,327
9. 250%	2,286	—	—	2,286
10. 400%	—	—	—	—
11. 1250%	—	—	—	—
12. その他	—	—	—	—
合 計	484,544	66,601	10.35	458,544

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で算出した値のことであります。

(2) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー	2,918	7,963	13,934	19,176	—	—

- (注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(II) 市場リスク

(派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク関係)

定性的な開示事項

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、主として市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っております。具体的な派生商品取引は、金利関連取引として金利スワップ取引、通貨関連取引として為替先物予約取引、有価証券(債券、株式)関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、①保有する有価証券等の資産の時価変動をヘッジするため派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形での管理、②「余資運用規程」「余資運用限度枠」等により派生商品取引の取扱方針、ルール、限度枠等を定め、そのルールの枠内で取引を行うとともに、「市場リスク管理規程」等により限度枠、損益状況等の適切な管理を行っています。

その他、有価証券関連取引については、万一、取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引にかかる市場リスクの適切な管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

定量的な開示事項

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
①派生商品取引合計	307	171	307	171
(i)外国為替関連取引	307	171	307	171
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	307	171	307	171

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
担保の種類別の額	—	—

(単位:百万円)

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—	—

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の概要

〔証券化エクスポージャー関係〕

定性的な開示事項

(1)証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、投資家としてのみ証券化取引を行っております。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて市場リスク管理委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」「市場リスク管理規程」に基づき、投資対象が一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2)証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3)証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S&P)

定量的な開示事項

(1)証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)…該当ありません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

- a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)…該当ありません
- b. 再証券化エクスポージャー…該当ありません

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

- a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)…該当ありません
- b. 再証券化エクスポージャー…該当ありません

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無

なし

〔銀行勘定の出資等又は株式等エクスポージャー関係〕

定性的な開示事項

(1) 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、上場優先出資証券、株式関連証券投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連証券投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び価格の10%下落によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて、市場リスク管理委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」などに基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余資運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

定量的な開示事項

(1) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	3,539	3,539	3,719	3,719
非上場株式等	5,865	5,865	2,849	2,849
合計	9,404	9,404	6,569	6,569

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	186	0
売却損	-	28
償却	-	188

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	1,596	1,272

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	-	-

(2) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	114,303	118,518
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の概要

〔銀行勘定の金利リスク関係〕

定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫における金利リスク管理は、預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債を対象資産とし、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、毎月開催するALM委員会や市場リスク管理委員会で協議検討するとともに、『リスク統括会議』『理事会』に報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE (注1)及び ΔNII (注2)に関する事項

(注1) 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

考慮しておりません。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

ΔEVE の算定にあたっては、保守的に通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、 ΔNII の算定にあたっては、通貨別に算出した金利リスクの符号に関係なく単純合算しています。

なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

(f) スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

割引金利にスプレッドを含めず、リスクフリーレートを使用しています。

(g) 内部モデルの使用等、 ΔEVE と ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はありません。

(h) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当金庫の ΔEVE は、自己資本額の20%(監督上の基準値)以内であり、問題のない水準となっています。

B. 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(a) 金利ショックに関する説明

ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動等を参考に設定しています。

(b) 金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII と大きく異なる点)

収益管理およびリスク資本配賦制度の一環となる統合的リスク管理においては、金利1%上昇時の影響を定期的に計測しています。

また、自己資本の充実度の評価やストレス・テストの実施にあたり、過去のストレス事象発生時や過去一定期間における金利上昇幅を参考に、金利リスクの影響を定期的に検証しております。

定量的な開示事項

(1) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,805	6,165	△764	△730
2	下方パラレルシフト	—	—	524	340
3	ステイープ化	7,328	8,499		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,328	8,499	524	340
			ホ		へ
			当期末		前期末
8	自己資本の額		44,846		43,547

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。

(Ⅲ) オペレーショナル・リスク

定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「“内部プロセス・人・システム”が不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

バーゼルⅢ対応として、オペレーショナル・リスク相当額の算定は、標準的計測手法を採用しております。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、オペレーショナル・リスク管理委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて『リスク統括会議』『理事会』に対して報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的計測手法を採用しております。